



埼玉県報

第 2926 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 15 日
火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 第 46 回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 保管場所標章印字機の賃貸借に関する契約者の相手方等の公示（会計課）
- 遺失物管理システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 可搬型映像記録装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- レーダ式速度測定装置（定置式）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百四号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
小川町	平成二十七年度	地籍図三十六枚	平成二十九年
	平成二十八年度	地籍簿一冊	古寺一（大字上古寺の一部）
			八月四日

告示

埼玉県告示第九百五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十七年	地籍図二十一枚	鶉平第三地区（平成二十九年	調査を行った結果の調査を行った認定
	平成二十八年	地籍簿一冊	大滝の一部）	
			八月四日	

告 示

埼玉県告示第九百六号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

秩父市	平成二十七年	地籍	大輪第二地区（平成二十九年	調査を行った結果の調査を行った認定
	平成二十八年	地籍簿	大滝の一部）	
		一冊		
			八月四日	

告 示

埼玉県告示第九百七号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十六回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十九年十月十三日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十九年八月十八日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十九年九月一日（金）から九月十五日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

告 示

埼玉県告示第九百八号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(2) 当該店舗における市内産品の取扱いや地元雇用の拡大、地域イベントへの参加、商工団体への参画、市の観光への協力等、地域社会への貢献に努めること。

(3) 当該店舗の周辺道路は通学路になっていることから、児童生徒の交通安全対策については万全を期すこと。特に登下校時間帯は、交通整理員の配置箇所を増やす等の対応とともに、注意喚起の表示等を行い、事故防止に努められたい。また、児童生徒が店舗敷地内で遊んでいるときには、安全のため注意の声かけ等も配慮されたい。

二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

丸加商事株式会社 代表取締役 清水澄弘

埼玉県坂戸市日の出町三番二十一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年四月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千八百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社マルエツ 午前九時から翌午前一時

その他（未定テナント） 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年十二月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

62,272,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
保管場所標章印字機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年6月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
I B J L東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 契約金額
45,424,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県告示第九百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

遺失物管理システム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

278,640,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月13日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

316,068,480円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年5月2日

告 示

埼玉県告示第九百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
可搬型映像記録装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額
134,971,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

502,038,324円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

レーダ式速度測定装置（定置式） 13式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月7日

4 落札者の氏名及び住所

日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号

5 落札金額

41,951,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月28日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北本市二ツ家三丁目二八番一地先から同市二ツ家三丁目一五二番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年八月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十九年三月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇五・一八メートル</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 北本市二ツ家三丁目一八番一地先から同市二ツ

家三丁目一五二番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年八月十六日

告 示

埼玉県選管告示第三十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年八月十八日 午後六時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）について